

第 2 章 設計マニュアル

建築物でない路外駐車場

建築物でない路外駐車場

【基本的な考え方】

高齢者、障害者にとって、自動車は有効な移動手段であり、駐車場には、車いす使用者などが利用できる駐車スペースの確保が必要です。駐車スペースから出入口に至る通路も車いす使用者などが安全に、かつ、円滑に通行できるようにすることが必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
出入口「1-1」 有効幅員 段差	1以上の歩行者用の出入口は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、80cm以上であること。 ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。	
駐車部分 「2-1」 車いす使用者 用駐車施設	次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。 イ 有効幅員は、350cm以上であること。 ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近には、車いす使用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。	
駐車部分 「2-2」 位置	車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	

設計標準

項目	整備水準	解説
案内表示	・ 車いす使用者用である旨を、駐車面での表示はもとより、標識により表示します。	

望ましい配慮

項目	整備水準	解説
誘導標識 屋根・ひさし 料金支払機	・ 駐車場の進入口から車いす使用者駐車施設までの経路には、車いす使用者駐車施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。 ・ 雨天時等の利用に配慮し、車いす使用者駐車施設に、屋根やひさしを設けます。 ・ 駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす使用者が利用しやすい機器を設置します。	車いす使用者が、運転席から手を伸ばすことが、困難な場合があります。

建築物でない路外駐車場

建築物でない路外駐車場の整備例



